

パブリック・コメント手続（意見募集）

大磯町緑化の推進及び緑の保全に
関する条例（素案）について

意見募集期間

平成25年10月1日～10月30日

大 磯 町

パブリック・コメント手続きにあたって

本町は、首都圏近郊にありながら高麗山、鷹取山などの山並みや小湊の浜などの海に象徴される豊かな自然に恵まれ、住みやすい町として着実な発展を遂げてきました。

そして、市街地における自然や緑として、社寺林や樹木が豊かに育った民家が見られるなど、今なお良好な住環境を維持しています。

しかしながら、近年、開発事業に伴う宅地の細分化や樹木の維持管理費の負担の問題から、市街地における緑の減少が進行しています。

本町としては、緑の減少をくい止め、自然環境と都市環境が調和する環境共生のまちづくりを推進し、樹林地の豊かな大磯らしい自然環境を将来に引継いでいく必要があります。

このようなことから町民、事業者、町が協力し合い、大磯の自然や緑を守り育てるべく、大磯町緑化の推進及び緑の保全に関する条例を制定しようとするものです。

この度のパブリック・コメント手続きは、この条例の素案に関し全般的なこと又は個別の事項についてご意見を伺うものです。

〔目 次〕

○大磯町緑化の推進及び緑の保全に関する条例（素案）について・・・ 2～5

○意見の提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

○大磯町緑化の推進及び緑の保全に関する条例（素案）について

1 条例の概要について

この条例は、本町の緑化の推進及び緑の保全について基本的な事項を定めることにより、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与し、町民の健康で快適な生活環境の確保を図ることを目的とするものです。

2 条例制定の趣旨

町では、これまで緑化の推進のための施策としてシンボルツリー奨励事業補助金、いけがき設置奨励事業補助金の交付やイベント時の苗木配布などを実施してまいりました。

この度、新たに緑の保全のための施策として、保存樹木等の制度を創設することとしました。

本条例は、既存の制度と新たな制度を組み合わせ、さらに町長、町民、事業者の責務を明らかにすることにより、緑化の推進等を積極的に図っていくものです。

3 条例の構成

(1) 町長（町）と町民及び事業者の責務を規定します。

〔町長（町）の責務〕

町長は、緑化の推進及び緑の保全に関して必要な施策を総合的かつ計画的に行うものとします。

〔町民及び事業者の責務〕

町民及び事業者（町内に工場及び事業場を設置し、並びに事業活動を行うものをいう。）は、自ら使用する敷地内の緑化の推進及び緑の保全に努めるとともに、町長が実施する施策に協力するものとします。

(2) 緑化の推進の助成について規定します。

町長は、町民が行う緑化の推進について必要な助言及び指導を行うとともに、予算の範囲内で助成することができるものとします。

具体的には、宅地の道路に面する部分にいけがきを設置する場合や宅地の道路から見える場所にシンボルツリー（高木）を植樹する場合に、費用の一部を助成します。

(3) 苗木等の配布について規定します。

町長は、町民の緑化推進事業を助成するため、樹木、草花の苗木等の配布事業を行うものとします。

具体的には、町主催のイベント等にて、町民を対象に苗木等の配布を行います。

(4) 保存樹木等の指定について規定します。

町長は、樹木又は樹林（以下「樹木等」という。）の保全を図るため必要があると認めるときは、所有者の承諾を得たうえで、基準に該当する樹木等を保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができるものとします。

また、樹木等の所有者は、町長に対してその所有する樹木等を保存樹木等として指定すべき旨を申し出ることができるものとします。

(5) 保存樹木等の標識の設置について規定します。

町長が保存樹木等を指定したときは、その旨を表示する標識を設置することを規定します。

(6) 保存樹木等の指定期間について規定します。

保存樹木等の指定期間を条例で定めます。期間は5年間とし、必要に応じて更新できるものとします。

(7) 保存樹木等の助成について規定します。

町長は、保存樹木等の所有者等に対し、当該保存樹木等の枯損の防止その他の保全について必要な経費を予算の範囲内において助成することができるものとします。

(8) 保存樹木等の保存義務及び禁止行為について規定します。

樹木等の所有者は、保存樹木等の枯損の防止その他の保全に努めるものとし、また、何人も、保存樹木等を大切に保護するとともに、禁止行為につい

て規定します。

- (1) 保存樹木等を伐採すること。
- (2) 保存樹木等の枝を切り落とすこと。
- (3) 保存樹木等の皮をはぐこと。
- (4) 保存樹木等の根を断つこと。
- (5) その他保存樹木等の保全に支障となる行為をすること。

ただし、枯損等のために緊急を要する場合その他保全上必要があると認める場合又は町長の許可を得た場合は、除外します。

(9) 保存樹木等の所有者の届出義務について規定します。

保存樹木等の所有者等は以下の場合に、町長に届出する義務が生じます。

- (1) 保存樹木等が滅失し又は枯死したとき。
- (2) 保存樹木等を伐採し、もしくは移植し又は他に譲渡しようとするとき。
- (3) 保存樹木等の所有者に変更があったとき。

意見の提出方法

1. 提出期間 平成 25 年 10 月 1 日（火）から 10 月 30 日（水）まで

2. あて先 大磯町 都市建設部 都市計画課

3. 提出方法

○書式は特に定めていません。

○意見書を提出できる方は以下の方です。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に通勤または通学する者
- (3) 町内に事業所等を有する者
- (4) パブリックコメント手続きに係る政策等に利害関係を有する者

○住所、氏名、案件名「大磯町緑の保全及び緑化の推進に関する条例の制定（素案）について」を明記してください。

なお、町外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

- (1) (町内在勤の場合) 勤務先名・所在地
- (2) (町内在学の場合) 学校名・所在地
- (3) (町内に事業所を有する場合) 事業所名・所在地

○次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 直接提出
 - ・都市建設部都市計画課（大磯町役場 本庁舎 2 階）
 - ・国府支所
- (2) 郵送
 - 〒255-8555 中郡大磯町東小磯 183 番地
 - 大磯町役場 都市建設部 都市計画課
- (3) ファクシミリ
 - 0 4 6 3 - 6 1 - 1 9 9 1
- (4) 電子メール
 - toshi-kei@town.oiso.kanagawa.jp